

第4章 制度改正の具体的内容

第1 保険料の引上げ

1 厚生年金保険の保険料

1. 保険料水準固定方式がとられることになり、厚生年金保険の一般の保険料率は、平成16年10月より毎年1000分の3.54ずつ引き上げられ（平成17年度からは9月引上げ）、平成29年9月以後は1000分の183となります。
2. 坑内員・船員である厚生年金保険の被保険者については、平成16年10月より毎年1000分の2.48ずつ引き上げられ、平成29年9月以後は一般の保険料率と同じ1000分の183となります。（平成16年10月実施）

■厚生年金保険の保険料水準

これまで、厚生年金保険の保険料率は、一般の被保険者（1000分の135.8）と坑内員・船員である第3種被保険者（1000分の149.6）とでは異なっていました。

また、平成9年4月1日に厚生年金保険に統合された旧JR共済組合および旧JT共済組合の保険料率、また、平成14年4月1日に厚生年金保険に統合された旧農林漁業団体職員共済組合の被保険者の保険料率も一般の被保険者の保険料率と異なっていました。

今回の改正において、保険料水準固定方式が導入されたことによって、厚生年金保険の被保険者の保険料率はすべて最終的には同率の1000分の183となります。

〔改正法第7条による改正後の厚生年金保険法第81条第4項〕

●厚生年金保険料の段階的引上げ

(1000分の)

年 月	一般	坑内員・船員	JR	JT	農林漁業団体
平成16(2004)年10月	139.34	152.08	156.90	155.50	147.04
平成17(2005)年9月	142.88	154.56	156.90	155.50	150.58
平成18(2006)年9月	146.42	157.04	156.90	155.50	154.12
平成19(2007)年9月	149.96	159.52	156.90	155.50	157.66
平成20(2008)年9月	153.50	162.00	156.90	155.50	153.50*
平成21(2009)年9月	157.04	164.48	157.04	157.04	157.04
平成22(2010)年9月	160.58	166.96	160.58	160.58	160.58
平成23(2011)年9月	164.12	169.44	164.12	164.12	164.12
平成24(2012)年9月	167.66	171.92	167.66	167.66	167.66
平成25(2013)年9月	171.20	174.40	171.20	171.20	171.20
平成26(2014)年9月	174.74	176.88	174.74	174.74	174.74
平成27(2015)年9月	178.28	179.36	178.28	178.28	178.28
平成28(2016)年9月	181.82	181.84	181.82	181.82	181.82
平成29(2017)年9月	183.00	183.00	183.00	183.00	183.00

*農林漁業団体については、平成20(2008)年10月から153.50/1000、同年9月のみ161.20/1000となります。

〔改正法附則第33条、改正法第24条による改正後の平成8年改正法附則第18条〕

■標準報酬月額等の上限の改定

今後、5年に1度の財政再計算が行われなくなることに伴い、保険料算定のもととなる標準報酬月額の等級区分のうち最高等級（現行62万円）について、今後の賃金の伸びに応じて、政令改正で改定する仕組みに改められました。

その際の判断基準は、毎年度末における全被保険者の標準報酬月額の平均の2倍に相当する額が最高等級の標準報酬月額（現行62万円）を上回り、その状態が継続すると認められることと規定されており、最高等級を新たに加える場合は、すでにより高い等級区分が定められている健康保険による等級区分に従って加えることとなります。

標準賞与額についても、現在150万円の上限が定められていますが、これは、最高等級の標準報酬月額の人の年取の平均をもとに、年間の賞与額を算出しているため、標準報酬月額の最高等級の改定が行われたときには、この上限も改定されることとなります。

〔改正法第7条による改正後の厚生年金保険法第20条第2項〕